

令和7年度水質検査計画 菅平グリーン別荘

1 基本方針

- (1) 検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓とする。
- (2) 検査項目は水質基準項目、維持管理上必要な項目及び水源の状況を把握するのに必要な項目とする。
- (3) 省略可能な項目については、水源周囲に汚染原因となる施設等が存在せず、かつ過去3年間のデータが基準値の1/2を超えた事の無い項目については、3年に1回とする。(令和8年度実施予定)
- (4) 給水栓の検査頻度については水道法に基づき、毎日検査及び月1回及び年4回行う省略不可項目を実施する。その他の項目については毎事業年度ごとに選定し実施する。
- (5) 水源の検査頻度については、状況に応じて設定する。
- (6) 原水については[水道水におけるクリプトスポリジウム等対策指針]（平成19年3月31日付け厚生労働省建水発0330005号）により管理を行う。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

1 給水区域 菅平グリーン別荘一帯

2 給水人口 48人

約 35 人

③ 一日最大配水量 50 m³ (令和6年度)

一日平均配水量 25 m³ (令和6年度)

(2) 水源の名称及び種別

菅平グリーン別荘水道
地下水

(3) 浄水処理方法

水源	配水能力	処理方法
水源	m ³ /日	塩素滅菌のみ

3 原水及び浄水の水質状況

- (1) 水質の変動は小さく安定している。
その他については良好な水質を保っている。

4 検査地点

- (1) 給水栓
給水栓1ヶ所を設定し検査を行う。
毎日検査についても同様に設定し、検査を行う。

5 水質検査項目と検査頻度

- (1) 給水栓
水質検査項目
毎日検査については、表1に示す1日1回行う検査項目について検査を行う。
表2の水質基準項目51項目について検査を行う。

検査頻度

表2の項目No 1、2、11、38、46～51については、月1回検査を行う。
表2のNo10及び21から31については、年4回検査を行う。
その他の項目については3年に1回実施する。
令和8年度にPFOS及びPFOAが水質基準に追加予定であるので、浄水において検査を実施する。

- (2) 水源

水質検査項目及び検査頻度

原水全項目を年1回、実施する。
水源の維持管理上必要な項目及び水源の状況を把握するのに必要な項目について検査を行う。
(別添1参照)
クリプトスポリジウム対策指標菌の検査を3ヶ月に1回、定期的に行う。(レベル2)
その他については水源の状況に応じて検査を行う。
冬季については採取不可能なので実施しない。

6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行う。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
水質検査項目は基本的に全項目とするが、状況に応じて項目を決定する。

7 水質検査の自己/委託の区分

水質検査・成績書の発行までの業務を水道法第20条登録機関に委託します。委託先は精度と信頼性を考慮し、①飲料水検査項目についてのISO17025取得検査機関、②水質基準全51項目及びクリプトスポリジウムを自社分析できる検査機関、③事故等の発生時に、遅くとも1時間以内に対応でき、検査結果を少なくとも3日に出せる検査体制が整備されている検査機関、④豪雨、地震災害等による検査機能の損害に備え、県内に同一組織に属する検査機関で保管体制を構築している検査機関を原則として選定します。⑤クリプトスポリジウム等の分析機関として、セカンドオピニオン制度の登録機関である機関を原則として選定します。⑥須坂市と水道水質における災害時の検査協定を結んでいる機関であること。
以上から(一社)長野市薬剤師会を選定しました。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、文書で公表する。給水栓の検査結果については文書で公表する。なお、水質検査計画については毎年見直しを行い、状況に応じてそのつど改正するものとする。

9 水質検査結果の評価

水質基準は水道水が満たすべき水質上の要件であり、水道水すべてについて満たされる必要がある。従って、検査結果の評価は検査ごとに行い、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保する。

10 関係者との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合、検査機関、市保健所等と情報交換を図りながら、現地調査を行い、必要に応じて水質検査を行う。

表1

	1日1回行う検査項目	評価	検査頻度(回/年)
1	色	異常なし	365
2	濁り	異常なし	365
3	異常な臭味	異常なし	365
4	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/l以上	365

水質基準等 表2

番号	項目	検査頻度	単位	基準値	下限値	検査回数の減	省略の可否
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.003	0.0003	注1	注2
4	水銀及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.0005	0.00005		
5	セレン及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.01	0.001		
6	鉛及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.01	0.001		
7	ヒ素及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.01	0.001		
8	六価クロム化合物	1回/3月	mg/l	0.02	0.002		
9	亜硝酸態窒素	1回/3月	mg/l	0.04	0.004	不可	不可
10	シアン化物及び塩化シアン	1回/3月	mg/l	0.01	0.001		不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3月	mg/l	10	0.1	注1	不可
12	フッ素及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.8	0.05		注2
13	ホウ素及びその化合物	1回/3月	mg/l	1	0.02		
14	四塩化炭素	1回/3月	mg/l	0.002	0.0002		
15	1,4-ジオキサン	1回/3月	mg/l	0.05	0.001		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/3月	mg/l	0.04	0.0002		
17	ジクロロメタン	1回/3月	mg/l	0.02	0.0005		
18	テトラクロロエチレン	1回/3月	mg/l	0.01	0.0002		
19	トリクロロエチレン	1回/3月	mg/l	0.01	0.0002		
20	ベンゼン	1回/3月	mg/l	0.01	0.0005		
21	塩素酸	1回/3月	mg/l	0.6	0.06	不可	不可
22	クロロ酢酸	1回/3月	mg/l	0.02	0.002		
23	クロロホルム	1回/3月	mg/l	0.06	0.001		
24	ジクロロ酢酸	1回/3月	mg/l	0.03	0.002		
25	ジブromクロロメタン	1回/3月	mg/l	0.1	0.001		
26	臭素酸	1回/3月	mg/l	0.01	0.001		
27	総トリハロメタン	1回/3月	mg/l	0.1	0.001		
28	トリクロロ酢酸	1回/3月	mg/l	0.03	0.002		
29	ブromジクロロメタン	1回/3月	mg/l	0.03	0.001		
30	ブromホルム	1回/3月	mg/l	0.09	0.001		
31	ホルムアルデヒド	1回/3月	mg/l	0.08	0.008		
32	亜鉛及びその化合物	1回/3月	mg/l	1	0.005	注1	注2
33	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.2	0.02		
34	鉄及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.3	0.03		
35	銅及びその化合物	1回/3月	mg/l	1	0.01		
36	ナトリウム及びその化合物	1回/3月	mg/l	200	0.1		
37	マンガン及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.05	0.005		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月	mg/l	300	1	注1	注2
40	蒸発残留物	1回/3月	mg/l	500	1		
41	陰イオン界面活性剤	1回/3月	mg/l	0.2	0.02		
42	ジェオスミン	原因藻類発生時期に 月に1回以上	μg/l	0.01	0.001	不可	注3
43	2-メチルイソボルネオール	原因藻類発生時期に 月に1回以上	μg/l	0.01	0.001		
44	非イオン界面活性剤	1回/3月	mg/l	0.02	0.005	注1	注2
45	フェノール類	1回/3月	mg/l	0.005	0.0005		

注1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間に於ける当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上、10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注2 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水ならびに水源及びその状況または、その状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水ならびに水源及びその状況（湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

番号	定期検査項目	検査頻度	基準値	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	最大値	基準値との比較				検査頻度
										1/5以下 1回/年	1/10以下 1回/3年	1/2以下 1回/3年	1/2以上 基本頻度	
1	一般細菌	1回/月	100個/ml						0					1回/月
2	大腸菌	1回/月	不検出						0					1回/月
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	0.01						0			○		1回/3年
4	水銀及びその化合物	1回/3月	0.0005						0			○		1回/3年
5	セレン及びその化合物	1回/3月	0.01						0			○		1回/3年
6	鉛及びその化合物	1回/3月	0.01						0			○		1回/3年
7	砒素及びその化合物	1回/3月	0.01						0			○		1回/3年
8	六価クロム	1回/3月	0.05						0			○		1回/3年
9	亜硝酸態窒素	1回/3月	0.04						0					1回/3月
10	シアン化物及び酸化シアン	1回/3月	0.01						0					1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3月	10	0.2		0.2	0.2	0.2	0.2					1回/3月
12	フッ素及びその化合物	1回/3月	0.8				0.06		0.06			○		1回/3年
13	ホウ素及びその化合物	1回/3月	1.0						0			○		1回/3年
14	四塩化炭素	1回/3月	0.002						0			○		1回/3年
15	1,4-ジオキサン	1回/3月	0.05						0			○		1回/3年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	1回/3月	0.04						0			○		1回/3年
17	ジクロロメタン	1回/3月	0.02						0			○		1回/3年
18	テトラクロロエチレン	1回/3月	0.01						0			○		1回/3年
19	トリクロロエチレン	1回/3月	0.01						0			○		1回/3年
20	ベンゼン	1回/3月	0.01						0			○		1回/3年
21	塩素酸	1回/3月	0.6						0					1回/3月
22	クロロ酢酸	1回/3月	0.02						0					1回/3月
23	クロロホルム	1回/3月	0.06						0					1回/3月
24	ジクロロ酢酸	1回/3月	0.04						0					1回/3月
25	ジブromクロロメタン	1回/3月	0.1						0					1回/3月
26	臭素酸	1回/3月	0.01						0					1回/3月
27	総トリハロメタン	1回/3月	0.1						0					1回/3月
28	トリクロロ酢酸	1回/3月	0.2						0					1回/3月
29	ブromジクロロメタン	1回/3月	0.03						0					1回/3月
30	ブromホルム	1回/3月	0.09						0					1回/3月
31	ホルムアルデヒド	1回/3月	0.08						0					1回/3月
32	亜鉛及びその化合物	1回/3月	1.0				0.012		0.012			○		1回/3年
33	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	0.2						0			○		1回/3年
34	鉄及びその化合物	1回/3月	0.3	0.12					0.12			○		1回/3年
35	銅及びその化合物	1回/3月	1.0						0			○		1回/3年
36	ナトリウム及びその化合物	1回/3月	200	5.4			4.4		5.4			○		1回/3年
37	マンガン及びその化合物	1回/3月	0.05	0.006					0.006			○		1回/3年
38	塩化物イオン	1回/月	200						0					1回/月
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1回/3月	300	43			24		43			○		1回/3年
40	蒸発残留物	1回/3月	500	114			87		114			○		1回/3年
41	陰イオン界面活性剤	1回/3月	0.2						0			○		1回/3年
42	ジェオスミン	原因菌類発生時期に月に1回以上	0.00001						0			○		1回/3年
43	2-メチルイソボルネオール	原因菌類発生時期に月に1回以上	0.00001						0			○		1回/3年
44	非イオン界面活性剤	1回/3月	0.02						0			○		1回/3年
45	フェノール類	1回/3月	0.005						0			○		1回/3年
46	有機物	1回/月	5						0					1回/月
47	pH値	1回/月	5.8~8.6						0					1回/月
48	味	1回/月	異常でない						0					1回/月
49	臭気	1回/月	異常でない						0					1回/月
50	色度	1回/月	5						0					1回/月
51	濁度	1回/月	2						0					1回/月
毎1	色													1回/日
毎2	濁り													1回/日
毎3	消毒の残留効果													1回/日

※検出限界値未満及び基準値の1/10未満の数値はデータの入力はありません。

菅平グリーン別荘 原水指標菌結果

[illegible]

別添 1 水質管理目標設定項目

	項目	目標値	検査方法
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.02mg/L 以下	水素化物発生—原子吸光光度法、水素化物発生—ICP法、ICP—MS法
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg/L 以下（暫定）	ICP—MS法、固相抽出—ICP法
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 0.02mg/L 以下	フレイムレス—原子吸光光度法、ICP法、ICP—MS法
4	削除	削除	削除
5	1, 2—ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	PT—GC—MS法、HS—GC—MS法
6	削除	削除	削除
7	削除	削除	削除
8	トルエン	0.4mg/L 以下	PT—GC—MS法、HS—GC—MS法
9	フタル酸ジ（2—エチルヘキシル）	0.08mg/L 以下	溶媒抽出—GC—MS法
10	亜塩素酸	0.6mg/L 以下	イオンクロマトグラフ法、イオンクロマトグラフ—ポストカラム吸光光度法、液体クロマトグラフ—質量分析法
11	削除	削除	削除
12	二酸化塩素	0.6mg/L 以下	イオンクロマトグラフ法、イオンクロマトグラフ—ポストカラム吸光光度法
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下（暫定）	溶媒抽出—GC—MS法
14	抱水クロラール	0.02mg/L 以下（暫定）	溶媒抽出—GC—MS法
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1 以下	農薬ごとに定められた方法による
16	残留塩素	1mg/L 以下	ジエチル—p—フェニレンジアミン法、電流法、吸光光度法、連続自動測定機器による吸光光度法、ポーラログラフ法、携帯型残留塩素計測定法
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L 以上 100mg/L 以下	フレイム—原子吸光光度法、ICP法、イオンクロマトグラフ法、滴定法
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.01mg/L 以下	フレイムレス—原子吸光光度法、ICP法、ICP—MS法
19	遊離炭酸	20mg/L 以下	滴定法
20	1, 1, 1—トリクロロエタン	0.3mg/L 以下	PT—GC—MS法、HS—GC—MS法
21	メチル—t—ブチルエーテ	0.02mg/L 以下	PT—GC—MS法、HS—G

	ル		C-MS法
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L 以下	滴定法
23	臭気強度（TON）	3 以下	官能法
24	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下	重量法
25	濁度	1 度以下	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法、透過散乱法
26	pH 値	7.5 程度	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
27	腐食性（ランゲリア指数）	－1 程度以上とし、極力 0 に近づける	計算法
28	従属栄養細菌	1ml の検水で形成される集落数が 2,000 以下（暫定）	R 2 A 寒天培地法
29	1, 1－ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	PT-GC-MS 法、HS-GC-MS 法
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L 以下	フレイムレス－原子吸光光度法、ICP 法、ICP-MS 法
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の量の和として、0.00005mg/L 以下（暫定）	固相抽出－LC-MS 法

別添 2 農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リスト

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)	検査方法
1	1, 3－ジクロロプロペン（D-D）注 1）	殺虫剤	0.05	PT-GC-MS 法、HS-GC-MS 法
2	2, 2-DPA（ダラボン）	除草剤	0.08	LC-MS 法
3	2, 4-D（2, 4-P A）	除草剤	0.02	固相抽出－誘導体化－GC-MS 法、固相抽出－LC-MS 法、LC-MS 法
4	EPN 注 2）	殺虫剤	0.004	固相抽出－GC-MS 法、LC-MS 法
5	MCPA	除草剤	0.005	LC-MS 法
6	アシュラム	除草剤	0.9	固相抽出－HPLC 法、固相抽出－LC-MS 法、LC-MS 法
7	アセフェート	殺虫剤	0.006	LC-MS 法

		殺菌剤		
8	アトラジン	除草剤	0.01	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
9	アニロホス	除草剤	0.003	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006	LC—MS法
11	アラクロール	除草剤	0.03	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
12	イソキサチオン 注2)	殺虫剤	0.005	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
13	イソフェンホス 注2)	殺菌剤	0.001	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長 調整剤	0.3	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
16	イプフェンカルバゾン	除草剤	0.002	LC—MS法
17	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
18	イミノクタジン	殺虫剤 殺菌剤	0.006	固相抽出—HPLC—ポ ストカラム法、溶媒抽出—H PLC—ポストカラム法、 固相抽出—LC—MS法
19	インダノファン	除草剤	0.009	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
20	エスプロカルブ	除草剤	0.03	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
21	エトフェンプロックス	殺虫剤 殺菌剤	0.08	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
22	エンドスルファン (ベン ゾエピン) 注3)	殺虫剤	0.01	固相抽出—GC—MS法
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	LC—MS法
24	オキシ銅 (有機銅)	殺虫剤 殺菌剤	0.03	固相抽出—LC—MS法、 LC—MS法
25	オリサストロビン 注 4)	殺虫剤 殺菌剤	0.1	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
26	カズサホス	殺虫剤	0.0006	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
27	カフェンストロール	殺虫剤	0.008	固相抽出—GC—MS法、

		除草剤		LC—MS法
28	カルタップ 注5)	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.08	LC—MS法
29	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.02	固相抽出—HPLC法、HPLC—ポストカラム法、固相抽出—LC—MS法、LC—MS法
30	カルボフラン	代謝物	0.0003	固相抽出—LC—MS法、LC—MS法
31	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
32	キャプタン	殺菌剤	0.3	固相抽出—GC—MS法
33	クミルロン	除草剤	0.03	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
34	グリホサート 注6)	除草剤	2	誘導体化—HPLC法、HPLC—ポストカラム法、誘導体化—固相抽出—LC—MS法
35	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.02	誘導体化—固相抽出—LC—MS法
36	クロメプロップ	除草剤	0.02	LC—MS法
37	クロルニトロフェン (CNP) 注7)	除草剤	0.0001	固相抽出—GC—MS法
38	クロルピリホス 注2)	殺虫剤	0.003	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
39	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤 殺菌剤	0.05	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
40	シアナジン	除草剤	0.001	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
41	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
42	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02	固相抽出—LC—MS法、LC—MS法
43	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03	固相抽出—GC—MS法
44	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
45	ジクワット	除草剤	0.01	固相抽出—HPLC法、固相抽出—LC—MS法
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
47	ジチオカルバメート系農	殺虫剤	0.005 (二硫化炭	HS—GC—MS法

	薬 注8)	殺菌剤	素として)	
48	ジチオピル	除草剤	0.009	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
49	シハロホップブチル	除草剤	0.006	固相抽出—GC—MS法
50	シマジン (CAT)	除草剤	0.003	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
51	ジメタメトリン	除草剤	0.02	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
52	ジメトエート	殺虫剤	0.05	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
53	シメトリン	除草剤	0.03	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
54	ダイアジノン 注2)	殺虫剤 殺菌剤	0.003	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
55	ダイムロン	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.8	固相抽出—LC—MS法、 LC—MS法
56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート 注9)	殺菌剤	0.01 (メチルイソチオシアネートとして)	PT—GC—MS法
57	チアジニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	LC—MS法
58	チウラム	殺虫剤 殺菌剤	0.02	固相抽出—LC—MS法
59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08	固相抽出—LC—MS法、 LC—MS法
60	チオフアネートメチル	殺虫剤 殺菌剤	0.3	固相抽出—HPLC法、固 相抽出—LC—MS法、L C—MS法
61	チオベンカルブ	除草剤	0.02	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
62	テフリルトリオン	除草剤	0.002	LC—MS法
63	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
64	トリクロピル	除草剤	0.006	固相抽出—誘導体化—GC —MS法、固相抽出—LC —MS法、LC—MS法
65	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
66	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長 調整剤	0.1	固相抽出—LC—MS法、 LC—MS法
67	トリフルラリン	除草剤	0.06	固相抽出—GC—MS法、

				LC—MS法
68	ナプロパミド	除草剤	0.03	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
69	パラコート	除草剤	0.005	固相抽出—LC—MS法
70	ピペロホス	除草剤	0.0009	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
71	ピラクロニル	除草剤	0.01	LC—MS法
72	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
73	ピラゾリネート（ピラゾ レート）	除草剤	0.02	LC—MS法
74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
75	ピリブチカルブ	除草剤	0.02	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
76	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
77	フィプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.0005	固相抽出—LC—MS法、 LC—MS法
78	フェニトロチオン（ME P）注2）	殺虫剤 殺菌剤 植物成長 調整剤	0.01	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
79	フェノブカルブ（BPM C）	殺虫剤 殺菌剤	0.03	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
80	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	LC—MS法
81	フェンチオン（MP P） 注10）	殺虫剤	0.006	固相抽出—GC—MS法、 固相抽出—LC—MS法、 LC—MS法
82	フェントエート（PA P）	殺虫剤 殺菌剤	0.007	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
83	フェントラザミド	除草剤	0.01	LC—MS法
84	フサライド	殺虫剤 殺菌剤	0.1	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
85	ブタクロール	除草剤	0.03	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
86	ブタミホス 注2）	除草剤	0.02	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
87	ブプロフェジン	殺虫剤 殺菌剤	0.02	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
88	フルアジナム	殺菌剤	0.03	LC—MS法
89	プレチラクロール	除草剤	0.05	固相抽出—GC—MS法、

				LC-MS法
90	プロシミドン	殺菌剤	0.09	固相抽出-GC-MS法、 LC-MS法
91	プロチオホス 注2)	殺虫剤	0.007	固相抽出-GC-MS法
92	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	固相抽出-GC-MS法、 LC-MS法
93	プロピザミド	除草剤	0.05	固相抽出-GC-MS法、 LC-MS法
94	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.03	固相抽出-LC-MS法
95	プロモブチド	殺虫剤 除草剤	0.1	固相抽出-GC-MS法、 LC-MS法
96	ベノミル 注11)	殺菌剤	0.02	固相抽出-LC-MS法、 LC-MS法
97	ペンシクロン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	固相抽出-GC-MS法、 LC-MS法
98	ベンゾビスクロン	除草剤	0.09	LC-MS法
99	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	LC-MS法
100	ベンタゾン	除草剤	0.2	固相抽出-誘導体化-GC- MS法、固相抽出-LC- MS法、LC-MS法
101	ペンディメタリン	除草剤 植物成長 調整剤	0.3	固相抽出-GC-MS法、 LC-MS法
102	ベンフラカルブ	殺虫剤 殺菌剤	0.02	固相抽出-LC-MS法、 LC-MS法
103	ベンフルラリン (ベスロ ジン)	除草剤	0.01	固相抽出-GC-MS法、 LC-MS法
104	ベンフレセート	除草剤	0.07	固相抽出-GC-MS法、 LC-MS法
105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005	固相抽出-GC-MS法、 LC-MS法
106	マラチオン (マラソン) 注2)	殺虫剤	0.7	固相抽出-GC-MS法、 LC-MS法
107	メコプロップ (MCP P)	除草剤	0.05	固相抽出-誘導体化-GC- MS法、固相抽出-LC- MS法、LC-MS法
108	メソミル	殺虫剤	0.03	HPLC-ポストカラム 法、固相抽出-LC-MS 法、LC-MS法
109	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	0.2	固相抽出-GC-MS法、 LC-MS法
110	メチダチオン (DMT P) 注2)	殺虫剤	0.004	固相抽出-GC-MS法、 LC-MS法

111	メトミノストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.04	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
112	メトリブジン	除草剤	0.03	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
113	メフェナセツト	除草剤	0.02	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
114	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法
115	モリネート	除草剤	0.005	固相抽出—GC—MS法、 LC—MS法

注1) 1, 3—ジクロロプロペン (D—D) の濃度は、異性体であるシス—1, 3—ジクロロプロペン及びトランス—1, 3—ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。

注2) 有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン (MEP)、ブタミホス、プロチオホス、マラチオン (マラソン) 及びメチダチオン (DMTP) の濃度については、それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注3) エンドスルファン (ベンゾエピン) の濃度は、異性体である α —エンドスルファン及び β —エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) も測定し、 α —エンドスルファン及び β —エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注4) オリサストロビンの濃度は、代謝物である (5 Z) —オリサストロビンの濃度も測定し、原体の濃度と (5 Z) —オリサストロビンの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

注6) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA) も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸 (AMPA) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注7) クロルニトロフェン (CNP) の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注8) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ (マンコゼブ) 及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

注9) ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。

注10) フェンチオン (MPP) の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキシソン、MPPオキシソンスルホキシド及びMPPオキシソンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン (MPP) の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注11) ベノミルの濃度は、メチル—2—ベンツイミダゾールカルバメート (MBC) として測定し、ベノミルに換算して算出すること。

令和7年度水質検査予定 菅平グリーン別荘水道

	浄水	原水
4月	定期9項目 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	クリプトスポリジウム指標菌
5月	定期9項目 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	
	消毒副生成物及びシアン	
6月	定期9項目 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	
7月	定期9項目 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	クリプトスポリジウム指標菌
8月	定期9項目 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	
	消毒副生成物及びシアン	
9月	定期9項目 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素 PFOS及びPFOA	原水全40項目
10月	定期9項目 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	クリプトスポリジウム指標菌
11月	定期9項目 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	
	消毒副生成物及びシアン	
12月	定期9項目 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	
1月	定期9項目 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	
2月	定期9項目 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	
	消毒副生成物及びシアン	
3月	定期9項目 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素	